

## 魅力あふれる新企画

# 市民協働の4事業が決定

市民と行政が一つになって地域課題に取り組む、まえばし市民提案型パートナーシップ事業の公開プレゼンテーションを2月2日に開催。審査の結果、次の4事業を採択しました。

採択された事業は、提案団体と本市の協働事業として平成25年度に実施します。

### ■採択事業と提案団体

●映像制作を通して観光プロモーション（メディアキャンペーン in 群馬実行委員会）



●家庭内暴力（DV）防止保護支援

問い合わせは **いきいき生活課** ☎ 898-6510

事業（特定非営利活動法人ひこばえ）

●児童文化・芸術活動の支援による「子どもの読書活動」の推進事業（前橋市読み聞かせグループ連絡協議会）



●BOOK of SURVIVAL～無限にひろがる図書館構想～「敷島。本の森」プロジェクト(特定非営利活動法人前橋芸術週間)

### ■平成23年度採択事業の実施報告会

日時＝3月23日(土)午後1時30分

会場＝前橋プラザ元気21内市民活動支援センター

申し込み＝当日会場へ直接

## 土地や家屋の

# 資産価格などを確認

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を行います。土地・家屋の評価額などは、4月中旬に発送する納税通知書に添付されている課税明細書でも確認できます。

問い合わせは  
縦覧、閲覧及び市長に対する不服申立てについては  
**資産税課** ☎ 898-6216  
審査の申し出については **収納課** ☎ 898-5857

### ■価格等縦覧帳簿縦覧と固定資産課税台帳閲覧

価格等縦覧帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者が、本人の土地・家屋と他の土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正か判断するために行うもの。土地・家屋それぞれの価格等縦覧帳簿を無料で縦覧できます。

固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者が課税台帳に登録された本人の土地・家屋などの資産を確認するために行うもの。納税義務者などは期間中無料で閲覧できます。また、借地・借家人は、その対象資産に関する部分のみ有料で閲覧できます。  
日時＝4月1日(月)～30日(火)、午前8時30分～午後5時15分(土日曜・祝日を除く)

会場＝市役所資産税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

対象＝〈価格等縦覧帳簿の縦覧〉納税者と同一世帯の親族、納税管理人、納税者から委任を受けた人など〈課税台帳の閲覧〉納税義務者と同一世帯

の親族、納税管理人、納税義務者などからの委任を受けた人、借地・借家人など  
用意する物＝運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物、代理人は委任状、借地・借家人は賃貸借契約書など有償の権利関係を示す書類

### ■標準宅地価格の閲覧

標準宅地の位置、価格を記載した書面を、4月1日(月)から無料で閲覧できます。

### ■不服申立てなど

課税台帳に登録された価格に変更があった人で、その価格に不服がある場合は、価格などを登録した旨を公示した日（4月1日）以降、納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

また、納税通知書の価格を除く内容に不服のある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に、市長に対して不服申立てをすることができます。

## 暮らしを守る消防団員

# あなたの力が必要です

問い合わせは **消防局総務課** ☎ 220-4504

自分たちのまちを災害から守る消防団員を募集しています。詳しくは問い合わせください。  
対象＝市内在住・在勤の18歳以上で健康な人

### ■暮らしを守る消防団

消防団は地域住民によるボランティアで支えられている消防機関です。普段は自分の仕事をしていますが、火災や地震、台風などの災害が発生したときには消防防災活動に従事。市民の命と財産を守ります。

また、災害時以外は、出初め式や防災訓練などへ参加し、一般家庭への防火指導も実施。地域社会を守るために活躍しています。

### ■消防団員の身分・補償

訓練や火災の消火などのときは、団員は公務員として活動します。活動中の病気やけがは、療養補償や休業補償、遺族補償などの制度が適用されます。

活動に必要な制服は貸与され、報酬や出勤手当の支給、表彰などの制度があります。

### ■女性消防団員も募集中

全国で約2万人、本市でも現在、5人の女性消防団員が活躍しています。消防防災力の充実強化と多様化する消防団活動に対応するため、意欲ある女性消防団員を募集します。



## 国民年金は忘れずに

# 就職や退職時には届け出を

問い合わせは **市民課** ☎ 898-6254

国民年金の加入者が就職や退職したときは、届け出が必要です（下表のとおり）。届け出を忘れ

ると将来年金が受給できなくなったり、減額されたりする場合があります。

区分	事由	届け出
第1号被保険者	就職して厚生年金や共済組合に加入した	本人の勤務する事業所へ
	結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となった	配偶者の勤務する事業所へ
第2号被保険者 (会社員や公務員など)	退職した(20歳以上60歳未満の人)	本人が市役所へ
	退職して第2号被保険者である配偶者の扶養となった	配偶者の勤務する事業所へ
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	就職して厚生年金や共済組合に加入した	本人の勤務する事業所へ
	本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなった	本人が市役所へ